

項番	掲載場所	改定前	改定後
1	表題	【三井住友の入金照合サービス“パーフェクト”取扱規定】(2018年8月改定)	【(株)三井住友銀行の入金照合サービス“パーフェクト”取扱規定】(2023年2月改定)
2	1. サービス内容	<p>(1)当行は、貴社のために開設する表記4の「被振込専用口座」に定める貴社名義の被振込専用の当座預金口座もしくは普通預金口座(以下、「被振込専用口座」という)を表記4に定める被振込専用口座開設店で開設します。</p> <p>(2)被振込専用口座への被振込については、被振込専用口座に入金することなく、貴社が表記5の「入金指定口座」に指定する預金口座(以下、「入金指定口座」という)に入金します。</p> <p>(3)当行は本条第2項に基づき入金指定口座に入金された被振込の明細を、EB、磁気テープ、フロッピーディスク、帳票のうち貴社の指定する方法により提供します。但し、EBで提供する場合は別途ファームバンキングサービスの申込みが必要です。</p>	<p>(1)当行は、貴社のために開設する「入金照合サービス“パーフェクト”(国内版・外国送金版)利用申込書兼手数料引落依頼書」(以下、「利用申込書」という)の表記4の「被振込専用口座」に定める貴社名義の被振込専用の当座預金口座もしくは普通預金口座(以下、「被振込専用口座」という)を利用申込書の表記4に定める被振込専用口座開設店で開設します。</p> <p>(2)被振込専用口座への被振込については、被振込専用口座に入金することなく、貴社が利用申込書の表記5の「入金指定口座」に指定する預金口座(以下、「入金指定口座」という)に入金します。</p> <p>(3)当行は本条第2項に基づき入金指定口座に入金された被振込の明細を、当行法人向けインターネットバンキング「Web21」のEBサービス等のうち、貴社の指定する方法により提供します。ただし、ご指定のEBサービス等については別途お申込みが必要です。</p>
3	2. 申込手続	記載なし	<p>本サービスを利用するためには、各規定の各条項を認識し了承の上、当行所定の申込その他の手続が必要です。当行がかかる手続を受け付け、本サービスの利用を承諾し、当行所定の手続を行った時点において、契約者は、本規定に従い本サービスを利用できることとなります。なお、本サービスの利用の申込その他の手続がなされた場合であっても、当行の判断により本サービスの利用を承諾しないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断において何ら異議を述べないものとします。</p>
4	3. 利用方法	<p>(1)被振込専用口座は、本申込用紙をもって開設するものとし、別途署名鑑のお届けは不要とします。</p> <p>(2)被振込専用口座は、第1条の目的に沿ってのみ使用するものとし、入金、出金その他次の各号に定めるサービスは対象とはしません。</p> <p>①取引情報照会 ②通帳、当座入金帳の発行 ③キャッシュカードの発行 ④残高証明書の発行 ⑤小切手帳の交付 ⑥手形帳の交付</p> <p>(3)被振込専用口座は、付利計算の対象とはしません。</p>	<p>(1)被振込専用口座は、利用申込書をもって開設するものとし、別途署名鑑のお届けは不要とします。</p> <p>(2)被振込専用口座は、第1条の目的に沿ってのみ使用するものとし、入金、出金その他次の各号に定めるサービスは対象とはしません。</p> <p>①取引情報照会 ②通帳、当座入金帳の発行 ③キャッシュカードの発行 ④残高証明書の発行 ⑤小切手帳の交付 ⑥手形帳の交付</p> <p>(3)被振込専用口座は、付利計算の対象とはしません。</p>
5	4. 手数料	<p>当行は、貴社が支払うべき本サービスの所定の手数料を、普通預金規定(総合口座取引規定を含む)または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出、カードまたは当座小切手の提出なしに、表記3に定める手数料引落口座から、当行所定の日自動的に引き落とします。</p>	<p>当行は、貴社が支払うべき本サービスの所定の手数料を、普通預金規定(総合口座取引規定を含む)または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出、カードまたは当座小切手の提出なしに、利用申込書の表記3に定める手数料引落口座から、当行所定の日自動的に引き落とします。</p>
6	全体	-	規程項目、体裁等の修正